

議 会

村議会議員に対する資格決定の効力停止 申立事件（北海道留寿都村）

村議会の議員である者につき地方自治法92条の2の規定に該当する旨の決定がされ、その補欠選挙が行われた場合において、同選挙は上記決定の効力が停止された後に行われたものであったが、同選挙及び当選の効力に関し公職選挙法所定の期間内に異議の申出がされなかったという事実関係の下では、上記の者は、上記決定の取消判決を得ても、上記議員の地位を回復することはできないとされた事例

最高裁(3小) 平成29年12月19日決定
執行停止決定に対する抗告棄却決定に
対する許可抗告事件
平成29年(行フ)第3号
破棄自判
一審札幌地裁平成29年3月23日決定・
平成29年(行ク)第3号(後掲)
原審札幌高裁平成29年5月29日決定・
平成29年(行ス)第1号(後掲)

《参照法条》

地方自治法92条の2、地方自治法（平成28年法律第94号による改正前のもの）127条1項、行政事件訴訟法25条2項、公職選挙法113条1項・202条1項・206条1項

《当 事 者》

抗 告 人	留 寿 都 村(Y)
同代表者留寿都村議会議長	
	松 井 幸 雄
処 分 行 政 庁	留 寿 都 村 議 会
同議会代表者議長	松 井 幸 雄
同代理人弁護士	佐々木 泉 顕
	下 矢 洋 貴
	福 田 友 洋
	山 田 敬 之
	川 村 明 日 香
	大 浦 佳 純
	土 田 慧
相 手 方	甲 野 太 郎(仮名、X)
同代理人弁護士	沼 上 剛 人

概 要

《事案の概要等》

自治法92条の2は、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者や主として同一の行為をする法人の取締役等であることができないとして、当該普通地方公共団体に関係する私企業への関与を制限している。そして、同法127条1項

は、議員が同法92条の2の規定に該当するときはその職を失うこととし、同規定に該当するかどうかは、議会が出席議員の3分の2以上の多数により決定することとしている。

Xは、留寿都村議会の2期目の議員であったが、同議会は、Xが代表者を務めていた建築及び土木工事の設計等を目的とする有限会社の平成26年の事業年度における総売上高中Yに対する請負関係に係る請負金額合計額の占める割合が約48%となっていること等を理由として、Xが自治法92条の2の規定に該当する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

本件は、Xが、本件決定の取消しを求める訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した上、これを本案として、行訴法25条2項に基づき、本件決定の効力の停止を求めた事案である。

《事実関係の要旨》

1 Xは、平成23年4月に実施された留寿都村議会議員選挙で当選し、平成27年4月に実施された同議員選挙でも当選して、同議会の議員として職務を行うとともに、同議会の運営委員長を務めていたが、同議会は、平成28年7月14日、本件決定をし、これによりXは

議員の職を失ったものとされた。

Xは、本件決定に不服があるとして、北海道知事に審査を申し立てたが、これを棄却する旨の裁決を受けたため、同年11月16日、札幌地裁に本件訴えを提起した。

2 留寿都村選挙管理委員会（以下「村選管」という。）は、Xが留寿都村議会の議員の職を失ったことに伴う補欠選挙（以下「本件補欠選挙」という。）について、平成29年3月21日、その選挙期日を同月26日とすることを告示した（任期満了に伴う村長選挙と同時に行う、いわゆる便乗選挙（公選法113条3項3号）である。）。

Xは、これに先立つ同月3日、本件訴えを本案として、本件決定の効力を本案の判決の確定まで停止することを求める本件申立てをし、札幌地裁は、本件決定により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要性があり、本案について理由がないとみえるときにも当たらないなどとして、本件補欠選挙の選挙期日の3日前である同月23日、本件決定の効力を本案の第一審判決の言渡し後30日を経過するまで停止する旨の決定（原々決定）をした。

しかし、本件補欠選挙は、同月26日にその投票及び開票が行われ、X以外の者が当選した（Xは同選挙に立候補しなかった。）。

本件補欠選挙及び上記当選の効力に関し、公選法202条1項又は206条1項所定の各期間内に異議の申出はされなかった。

《原決定の概要》

原々決定に対し、Yが抗告し、本件決定により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要性があるとはいえないことなどに加えて、本件補欠選挙について所定の期間内に公選法に基づく異議の申出がされなかったため、Xの議員の地位は回復することができない状態にあり、本件訴えは訴えの利益を欠き却下されるべきであるから、本案について理由がないとみえるときに当たる旨の主張をした。

これについて、原決定は、Xは原々決定により本件補欠選挙の投開票がされる前に村議会議員の地位を暫定的に回復していたのであるから、同選挙について公選法に基づく異議申出期間が経過したからといって、その地位を喪失することはないとして、Yの抗告を棄却した。

《本決定の概要》

本決定は、公選法に定める選挙又は当選の効力は、同法所定の争訟（以下「選挙争訟等」という。）の結果無効となる場合のほか、原則として当然無効となるものではないとした上、本件補欠選挙について所定の期間内に異議の申出がされなかったため、同選挙及びその当選の効力はもはや争い得ないこととなり、Xは、本件決定を取り消す旨の判決を得ても、村議会議員の地位を回復することはできないとした。そして、Xは、本件決定を取り消す旨の判決を得ることによって、本件決定時から議員の地位を回復できなくなった時までの議員報酬を請求し得ることとなるから、本件訴えについては訴えの利益がなお認められるが、現時点においてもはや議員の地位を回復できない以上、本件決定の効力の停止を求める利益はないとして、原決定を破棄し、原々決定を取り消した上、Xの本件申立てを却下した。

コ メ ン ト

1 問題の所在

地方公共団体の議会の議員や長を失職させる行為（資格決定（自治法127条1項）、除名処分（同法135条1項4号）、不信任議決（同法178条）等）（以下、総称して「失職処分」という。）については、抗告訴訟の対象となり、その執行停止（効力停止）も可能であると解される。そして、新たな議員や長が未だ選出されていない状態であれば、失職処分の取消しや効力停止等によりその地位が回復されることとなるから、これを求める訴えや申立ての利益は当然に認められる（本件でも、本件補欠選挙前であった原々決定の段階では、このことは特段問題となっていない。）。

しかし、失職処分がされた後、これに伴う補欠選挙や繰上補充等が行われて新たな議員や長（以下「後任者」という。）が選出され、その選挙や当選の効力についての争訟手段が所定の期間内にとられなかった場合に、失職処分を受けた者（以下「前任者」という。）はなおその地位を回復することができるのかが問題となる（仮に、前任者と後任者の地位が併存することを許容するのであれば、このような問題は生じないが、これを許容し又は予定した自治法や公選法等の規定は見当たらず、また、実務上の混乱や、選挙区が設けられ

ている場合における選挙区間の議員数の不均衡といった不都合が生じることにとも照らせば、地位の併存を認めることは困難であり、いずれの地位が優先するかを決めざるを得ないであろう。)

2 関連する最高裁判例とその位置付け

(1)ア 最高裁昭和31年10月23日第三小法廷判決(民集10巻10号1312頁)(以下「昭和31年最判」という。)は、村長が議会の不信任議決により失職し、新村長の選挙が行われて他の者が当選した事案において、公選法に定める選挙又は当選の効力は、同法に定める争訟の結果無効となる場合のほか、原則として当然無効となるものではないとした上、新村長の選挙によりその就任が確定し、旧村長はその地位に復する余地はないから、旧村長が提起した不信任議決の無効確認を求める訴えは法律上の利益を失うとした。

イ 他方、最高裁平成11年1月11日第一小法廷決定(集民191号1頁)(以下「平成11年最決」という。)は、町議会の議員が議会から除名処分を受けて失職し、その4日後に繰上補充が行われた後に、旧議員が除名処分の取消訴訟を提起するとともに効力停止の申立てをした事案において、「除名処分の効力停止決定がされることにより同処分の効力は将来に向かって存在しない状態に置かれ、議員としての地位が回復されることになり、これに伴って、除名による欠員が生じたことに基づく繰上補充による当選人の定めは、その根拠を失うことになるから、町選挙管理委員会は、効力停止決定に拘束され、繰上補充による当選人の定めを撤回し、その当選を将来に向かって無効とすべき義務を負う」旨説示した原審の判断は、正当として是認できるとした。

(2)ア 選挙は、選挙人名簿の確定や選挙期日の告示、投開票等の一連の集合的行為であり、これらが段階を経て積み重ねられた結果、当選人の決定に至るという手続行為であるため、一般の行政処分とは異なる法的な安定性が求められる一方で、選挙の政治的な意義からみても、その適法性が担保されなければならない。このような選挙の性質から、一般の行政処分をめぐる争訟とは異なる特殊な争訟制度として、公選法所定の選挙争訟等の制度が設けられているものと解される(安田充ほか編著・逐条解説公職選挙法下1552頁参照)。

昭和31年最判は、このような観点から、選挙争訟等によらずに選挙又は当選を当然無効とするこ

とは原則として認めないこととしたものと解される。

イ これに対し、平成11年最決は、選挙争訟等の結果以外の事由をもって当選の効力を否定し得ることとしたものである。最高裁平成7年5月25日第一小法廷判決(民集49巻5号1279頁)(以下「平成7年最判」という。)によれば、当選の効力を争う訴訟において当選が無効とされるのは、選挙会等の当選人決定の判断に誤りがあった場合に限られるのであり、そうすると、平成11年最決の事案においても、繰上補充による当選の効力を争う争訟において、選挙会等が審査することが予定されていない除名処分の無効を主張することはできないことになると解されるから、これによる救済を受けることができない(判タ999号213頁の匿名コメント)。平成11年最決は、救済手段の確保の観点から、選挙争訟等の結果によらず当選の効力を否定することを認めたものと考えられる。

そして、当選の効力を否定する理論的な説明として、失職処分とこれを受けて行われる選挙や繰上補充等を、先行処分と後行処分の関係としてとらえているものと解される。すなわち、一般に、先行処分の有効な存在が後行処分の要件となっている場合において、先行処分が判決で取り消されると、取消判決の拘束力(行訴法33条)により行政庁は後行処分を取り消す義務を負い、あるいは職権で取り消すまでもなく後行処分は無効となると解されている(高橋滋ほか編・条解行政事件訴訟法(第4版)676頁など)。失職処分が判決により取り消されると、失職処分は当初から効力がなかったものとされ、欠員は生じていなかったことになるから、これを受けて行われた選挙や繰上補充等は、これを行うべき事由がないのに行われたものとして違法となり、関係行政庁によって取り消され、あるいは当然に無効なものとして扱われるべきこととなる。

ウ 昭和31年最判と平成11年最決の関係を整合的に理解することは容易でないが、失職処分から後任者の選出行為までの期間の長短(一般に、繰上補充の方が選挙よりも短期間のうちに行われる。)による救済の実効性の違い等に基づき、このような処理の違いが生じたものであろうか(桑原勇進・自治研究76巻10号137頁参照)。

3 本件事案について

(1) 本件では、Xを失職させる本件決定について、本件補欠選挙の選挙期日前に効力停止決定が

され、これにより補欠選挙の要件である欠員の発生がない状態となったのであるから、本来であれば、本件補欠選挙は実施されるべきでなかったことになる(Xが効力停止の申立てをしたことは、自らの権利を守るための適切な手段であったといえる。)。そして、本件補欠選挙が実施されなければ、Xが議員の地位を暫定的に回復することに特段の支障はなく、本案である本件訴えの帰すうに依じてその最終的な地位が決められることとなったものと考えられる。

ところが、本件補欠選挙はそのまま実施され(村選管は、本件補欠選挙の告示の時点を基準として、その時点では本件決定の効力により欠員が生じていた以上、本件補欠選挙は実施の要件を欠くものではないと判断したようであるが、告示の時点を基準に選挙の実施要件の存否を判断することの根拠となる公選法等の定めはないから、このような見解には疑問がある。)、後任者が選出されてしまったために、両者の地位の関係について問題が生じたものである。

(2) これについて、本決定の多数意見は、昭和31年最判の説示を確認した上、前記《**本決定の概要**》のとおり判断し、Xが救済を受けるためには、本件補欠選挙の効力を争うために異議の申出等をして選挙無効の判断を得なければならないものとした。その前提として、本件の事実経過に照らせば、本件補欠選挙について、原々決定がされたことにより欠員が生じていないこととなったにもかかわらず行われた無効なものであることが異議の申出の事由となることが説示されており、これは、裁判所の効力停止決定により選挙の実施要件が失われたにもかかわらず選挙が行われたという根本的な瑕疵がある場合には、平成7年最判の射程は及ばず、選挙争訟等において選挙の無効事由として主張し得るとしたものであると解される。そうすると、救済手段の確保の必要性という点で、本件は平成11年最決の事案とは状況を異にすることになり、多数意見は、このことも考慮して、選挙の法的安定性を重視する昭和31年最判に則った判断をしたものと思われる(このほか、多数意見の背景となる考え方等については、山崎裁判官の補足意見も参照されたい。)

(3) これに対し、岡部裁判官の反対意見は、昭和31年最判の示した原則的な立場を前提としつつも、本件決定の効力が停止されているにもかかわらず行われたという重大かつ根本的な手続的瑕疵

のある本件補欠選挙は、例外的に、選挙争訟によらなくてもその効力が否定されるべきであるとする。また、木内裁判官の反対意見は、先行処分である本件決定の効力停止決定や取消判決の効力によって、後行処分である本件補欠選挙の効力は否定されるべきであるとするものであり、これは、平成11年最決の考え方をこの種の事案に広く適用すべきであるとの見解であるといえることができる。

4 本決定の意義

本決定は、失職処分について効力が停止され、欠員が生じていない状態となったにもかかわらず補欠選挙が行われたという、異例ともいえるべき事態が生じた事案における判断であり、2人の裁判官によりそれぞれ異なる立場から反対意見が示されていることから明らかなように、昭和31年最判や平成11年最決をどのように位置付けるかなどを含めさまざまな見解があり得る中で、多数意見のような結論を採ったものである。本決定の射程については、上記のような本件事案の特殊性を前提として理解されるべきであり、失職処分の効力と後任者の選出行為の効力との関係が問題となる同種の事案において、本決定の趣旨を援用することができるか否かは、上記の各判例との関係も踏まえ、慎重に検討する必要があるものといえよう。

判 決

【主 文】

原決定を破棄し、原々決定を取り消す。

相手方の本件申立てを却下する。

手続の総費用は相手方の負担とする。

【理 由】

抗告代理人佐々木泉頭ほかの抗告理由について

1 本件は、留寿都村議会が、地方自治法(平成28年法律第94号による改正前のもの)127条1項に基づき、同議会の議員である相手方が同法92条の2の規定に該当する旨の決定(以下「本件決定」という。)をしたため、相手方が、その取消しを求める訴えを提起した上、これを本案として、行政事件訴訟法25条2項に基づき、本件決定の効力の停止を求める事案である。

2 記録によれば、本件の経緯等は次のとおりである。

(1) 相手方は、平成27年4月26日に行われた留寿都村議会議員選挙において当選し、同議会の議員となったが、同議会は、同28年7月14日、本件決定をし、これにより相手方は上記議員の職を失ったものとされた。

(2) 相手方は、本件決定に不服があるとして、北海道知事に審査を申し立てたが、これを棄却する旨の裁決

を受けた。そこで、相手方は、平成28年11月16日、本件決定の取消しを求める訴えを提起し、さらに、同29年3月3日、これを本案として、本件決定の効力を本案の判決の確定まで停止することを求める本件申立てをした。

(3) 留寿都村選挙管理委員会は、相手方が留寿都村議会の議員の職を失ったことに伴う補欠選挙（以下「本件補欠選挙」という。）について、平成29年3月21日、その選挙期日を同月26日とすることを告示したところ、原々審は、同期日に先立つ同月23日、本件決定の効力を本案の第1審判決の言渡し後30日を経過するまで停止する旨の決定（原々決定）をした。しかし、本件補欠選挙は、同月26日にその投票及び開票が行われ、相手方以外の者が当選した。

(4) 本件補欠選挙及び上記当選の効力に関し、公職選挙法202条1項又は206条1項所定の各期間内に異議の申出はされなかった。

3 原審は、次のとおり判断して、原々決定に対する抗告人の抗告を棄却した。

相手方は、原々決定により、本件補欠選挙の投票及び開票がされる前に留寿都村議会の議員の地位を暫定的に回復していたのであり、同選挙について公職選挙法所定の異議の申出の期間が経過しても、相手方が上記地位を喪失することはない。そして、同議会の議員としての職務の遂行が制限されることによって相手方が受ける不利益は、その性質上、金銭賠償によって容易に回復し得ないものであるから、そのような重大な損害を避けるため本件決定の効力を停止する緊急の必要がある。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 公職選挙法に定める選挙又は当選の効力は、同法所定の争訟の結果無効となる場合のほか、原則として当然無効となるものではない（最高裁昭和31年(オ)第557号同年10月23日第三小法廷判決・民集10巻10号1312頁参照）。そして、普通地方公共団体の議会の議員の選挙及びその当選の効力に関し不服がある選人又は公職の候補者は、同法所定の期間内に異議の申出をすることができるところ、本件の事実経過に照らせば、相手方は、本件補欠選挙について、原々決定がされたことにより留寿都村議会の議員に欠員が生じていないこととなったにもかかわらず行われた無効なものであるとして、異議の申出をすることができたというべきである。しかし、上記期間内に異議の申出はされなかったというのであるから、本件補欠選挙及び同選挙における当選の効力は、もはやこれを争い得ないこととなり、このことと、相手方が本件決定を取り消す旨の判決を得ることによって上記議員の地位を回復し得るとすることとは、相容れないものというほかない。

したがって、相手方は、本件決定を取り消す旨の判決を得ても、上記議員の地位を回復することはできないというべきである。

(2) 相手方は、本件決定を取り消す旨の判決を得ることによって、本件決定の時から上記のとおり留寿都村議会の議員の地位を回復することができなくなった時までの間における議員報酬を請求し得ることとなるから、相手方が本件決定の取消しを求める訴えの利益はなお認められるというべきであるが（最高裁昭和37年(オ)第515号同40年4月28日大法廷判決・民集19巻3号721頁参照）、現時点において、相手方はもはや上記議員の地位を回復することができない以上、本件決定の効力の停止を求める利益はないものといわざるを得ない。

5 以上と異なる原審の前記判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原決定は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、本件決定の効力を停止するとした原々決定はこれを取り消し、相手方の本件申立てを却下すべきである。

よって、裁判官岡部喜代子、同木内道祥の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官山崎敏充の補足意見がある。

【裁判官山崎敏充の補足意見】は、次のとおりである。

私は、本件補欠選挙について、所定の期間内に異議の申出がされなかったことにより、同選挙及び同選挙による当選の効力は、もはや争えなくなったから、現時点において、相手方は議員の地位を回復することはできず、したがって、本件決定の効力の停止を求める利益はない、とする多数意見に賛成するものであるが、選挙の効力の考え方について補足的に意見を述べておきたい。

1 地方公共団体の議会の議員の補欠選挙は、議員の欠員が生じた場合に行われるものであり、本件補欠選挙も本件決定により相手方が議員の職を失ったものとされたことに伴い行われたものである。

相手方は、本件決定を不服としてその取消しを求める訴えを提起し、次いで、本件決定の効力の停止を求める申立てをしたところ、原々審は本件補欠選挙の期日の前に本件決定の効力を停止する決定をした。そうすると、同決定により相手方が議員の職を失ったとの効果は発生しないことになり、したがって、その議員の欠員は生じていないことになるから、本件補欠選挙は欠員が生じていないにもかかわらず行われたことになる。

欠員が生じていないのに補欠選挙が行われたとすれば、選挙実施の前提が欠けているから、その選挙の執行には瑕疵があることになる。本件補欠選挙は、その選挙の期日において欠員が生じていない状態になっていたのであるから、その適法性に疑問があり、しかも、問題となる瑕疵は選挙実施の要件に関わるものであるから重大なものといえる。そうすると、そのような状況下で実施された本件補欠選挙の効力を当然に無効とする考え方にも相応の理由があるように思われる。しかし、私は、そのように選挙の効力を当然に無効とする考え方を採った

場合には、解決することが困難な問題が生じるので、そうした考え方はやはり採用できないと考える。以下にその理由を述べる。

2(1) 選挙が法令に違反して行われた違法なものであっても、選挙無効の争訟が提起されないまま争訟提起期間を経過すれば、その効力は何人も争えなくなると解されている。選挙の瑕疵が重大明白であったとしても、後にその無効確認訴訟を提起することは認められない（最高裁昭和32年(オ)第509号同年8月8日第一小法廷判決・民集11巻8号1446頁参照）。これは、選挙という公法上の行為の特殊な性質によるものと考えられる。すなわち、選挙は集合的な行為が段階を経て積み重ねられた結果、当選人の決定に至るという一連の手続からなる行為であり、さまざまな利害をもつ多数の者の行為の集成という面がある。また、その結果により公職に就く者の地位を発生させるという点で、個人の重大な権利利益に関わるだけでなく、政治的に重要な意味を有する行為であることはいうまでもないところである。こうした点から、選挙については、通常の行政処分とは異なり、高度の法的安定性を確保する必要性があり、それゆえ選挙の効力を争う方法は限定され、公職選挙法は、同法に定める争訟によってのみその効力を争うことができるとしていと解されるのである。こうした点を考慮すると、選挙の効力について、例外的にせよ、同法所定の争訟手段を経ることなく、当然に無効とすることには極めて慎重でなければならないと考える。

(2) 本件補欠選挙においては、欠員が生じていない状態は、本件決定の効力を停止する旨の司法判断により形成されたものであり、その瑕疵は軽視できないとの見方もあり得よう。しかし、司法判断が示されていることを重視するとしても、その判断が選挙の一連の手続のどの時点で行われ、それを選挙の管理執行機関がいつ了知したかによっては、選挙の瑕疵が常に自明のこととはいえないように思う。すなわち、それが告示の前であれば、選挙の実施が許されないことが明白であるといえるとしても、本件のように告示の後で選挙の期日の前であればどうか（本件では、告示の時点では欠員があったのであるから、その後に本件決定の効力を停止する決定がされても補欠選挙は適法に実施できるとの判断に基づいて、事後の手続が実施されたことがうかがえる。）、選挙の期日の当日で投票時間中あるいは開票作業前であればどうか、さらには開票作業終了後当選人の決定前であればどうか、などさまざまな局面が考えられるのであり、欠員の生じていない状態が司法判断により形成されたことを重視し、それを考慮せずに行われた補欠選挙は当然に無効であるとの考え方に一理あるとしても、具体的な状況によっては、選挙が当然に無効といえるかどうか自体に疑義の生じることがあり得る。

(3) また、選挙の効力について実体的に当然無効という場合を認めるならば、それを公権的に明確にする手続

がなければ、その効力の有無をめぐる混乱を招きかねない。しかし、公職選挙法上、選挙管理委員会その他の機関が、争訟の結果によることなく、実施された選挙を職権で無効と認定し、あるいは、その旨の宣言をし、また、選挙を職権で取り消すことを認める規定は見当たらず、重大な効果と意味を有する選挙について、明確な法令上の根拠なくして、選挙の管理執行機関がそれを無効としたり、取り消したりできると解するのは相当とはいえない。公職選挙法にそうした規定が置かれていないのは、所定の争訟によるまでもなく選挙が当然に無効となるような事態は想定されていないためというほかなく、そのような考え方を採ることは手続的な面からも困難といわざるを得ない。

(4) 選挙が当然無効となるのはどのような場合かについて疑義が生じ得るとすれば、仮に、選挙管理委員会が実施された選挙についてこれを無効と認定し、あるいは、それを宣言した場合、そのような選挙管理委員会の行為を争うことはできるのか、また、どのような手段で争えるのかが問われることになる。そもそも、選挙の結果については当選人を初めとして重大な利害関係を有する者がいるのであるから、選挙を当然に無効と解した場合にも、そのことをめぐってさらなる紛争の生じることが防止することはできず、選挙の効力をいっそう不安定にする結果を招くことが懸念される。

(5) 以上のように考えると、本件補欠選挙についても、その効力はやはり公職選挙法の定める争訟手段によってのみ争うことができるというべきであって、そのような争訟を経ることなくその効力を当然に無効と解することは相当とはいえない。そのような争訟が提起されないまま、所定の争訟提起期間が経過したことにより、選挙の効力を争う余地はなくなり、同選挙における当選人が議員に就任した効果を覆すことはできないから、これと矛盾する議員の地位を相手方に認めることもできないというほかない。外形上存在する効力停止決定は、上級審に係属中であれば取消しを免れず、既に確定している場合にも、事情変更による取消し（行政事件訴訟法26条1項）の対象になると考えられる。

3 相手方は、本件決定により失われた議員の地位をその効力を停止する原々決定によって回復したものの、本件補欠選挙が実施され当選人が議員に就任したことにより、その地位を失ったものと扱われることになる（もし、選挙無効の争訟が提起され、選挙が無効とされれば、その地位を再び回復できた可能性がある。）。こうした相手方の議員としての地位が不安定であることは否めない。しかし、それは、主として本件決定の効力を停止する決定がされたことにより欠員のない状態が形成されたにもかかわらず、補欠選挙が行われたという通常想定し難い事態が生じたことに起因するものである。その地位は、もともと本件決定によりいったん失われたものが上記効力停止決定により暫定的に回復されたものであ

て、本案訴訟で敗訴すれば保持できないことはもとより、事情変更による執行停止の取消制度に基づく取消決定がされることによっても失われる可能性を含んだものである。相手方において本件補欠選挙の無効を求めて公職選挙法所定の争訟を提起することが可能であったことなども考慮すれば、結果的に上記のような不安定な状態を招くことになったとしても、やむを得ないというほかない。

【裁判官岡部喜代子の反対意見】は、次のとおりである。

私は、本件事実関係の下においては原審判断を維持すべきものとする。以下理由を述べる。

本件の経緯は、決定理由2に記載のとおりである。その事実からすると、相手方は、平成28年7月14日になされた本件決定により留寿都村議会議員の職を失った。しかし、相手方は、本件決定の取消しを求める訴えを提起し、これを本案とする執行停止の申立てをしたところ、平成29年3月23日に本件決定の効力を停止する旨の決定がなされた。これにより、本件決定の効力は存在しない状態となり、相手方の同村議会議員としての地位は回復することとなった。同村選挙管理委員会は、同村議会に欠員が生じたことに伴う本件補欠選挙を同月26日に行ったのであるが、上記のとおり本件決定の効力が停止されたことにより、相手方の同村議会議員としての地位は回復していたのであるから、本件補欠選挙の当時、同村議会に欠員は存在せず、したがって本件補欠選挙は実施することができないものであったことになる。

このように、実施する根拠を欠く選挙は本来実施すべきではなかったのであるから、その効力は否定されるべきであり、同村選挙管理委員会は、本件決定の効力停止決定と不整合な本件補欠選挙による結果を是正するため、同選挙が実施されなかったと同様の状態にするための手続を行う義務を負うものと解するのが相当である（繰上補充による当選人の決定について同趣旨を示した最高裁平成10年（行フ）第1号同11年1月11日第一小法廷決定・裁判集民事191号1頁参照）。

このような考え方に対しては、実質的には公職選挙法に定める選挙争訟によらずに選挙を無効とすることを認めるもので最高裁判例に反するとの批判がある。私も、選挙争訟によらずに選挙の当然無効を認めるべきでないことについては原則的に賛成するものである。ただ、多数意見が引用する前掲最高裁昭和31年10月23日第三小法廷判決は、選挙の時点で村長が欠けており、村長選挙を行うべき事由があったことには疑義のない事案に関するものであって、補欠選挙の時点で議員の欠員が存在せず、これを行うべき事由がなかった本件とは事案を異にするものである。また、本件決定の効力が停止されているにもかかわらず行われた本件補欠選挙には、重大かつ根本的な手続的瑕疵がある。選挙は定められた手続に則って行われなければならない、それによって選挙結果

の正当性も担保されるところ、上記のような重大かつ根本的な手続的瑕疵は、選挙についての法的安定性の要請を考慮しても、なお看過し難い。

したがって、執行停止決定の故に欠員が生じていない状態となり、補欠選挙を行う前提を欠くにもかかわらずこれが行われたという重大かつ根本的な手続違背がある場合には、例外的に、選挙争訟によらずに、当該補欠選挙の効力は否定されるべきであり、執行停止決定の拘束力により、選挙管理委員会に対し、当該補欠選挙がなされなかったと同様の状態にするための手続を行う義務を課することが相当であって、このことが、公職選挙法及び上記第三小法廷判決の趣旨に反するものであるとは思われない。

以上によれば、本件補欠選挙の効力は、選挙争訟によらずに否定されるべきであり、原々決定により相手方が暫定的に回復した留寿都村議会議員の地位は同選挙後も失われることはなく、相手方は、本件決定の効力の停止を求める利益をなお有しているというべきである。

【裁判官木内道祥の反対意見】は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、相手方が本件決定を取り消す旨の判決を得ることによって議員の地位を回復することができ、このことは、実施された補欠選挙の効力について異議の申出をするか否かにはかわからないと解する。

以下、その理由を述べる。

1 二つの前提

本件決定は、相手方の議員資格を失わせるという重大な不利益をもたらすものである。国会議員の資格争訟については、憲法55条が裁判所法3条1項にいう「日本国憲法に特別の定のある場合」に該当し、裁判所で争うことはできないが、地方議員の資格争訟については、そのような憲法上の定めは存しない。

したがって、相手方が本件決定の違法を争い司法の判断を受ける機会には必ず確保されなければならない。これが第一の前提である。

もう一つの前提は、一つの議員資格について2人の議員が存する状態は議会の正当性根拠を失わせるものであって許容できないことである。

2 本件決定と本件補欠選挙の関係

議員の資格決定とそれによって欠員が生じたことによる補欠選挙の当選決定は、先行処分と後行処分の関係にある。

先行処分の取消しには遡及効（処分がなされなかった状態に戻す効力）があり、先行処分が取り消されることにより、後行処分はその前提条件を欠くことになって無効となるものと解される。

したがって、相手方が先行処分である本件決定を取り消す旨の判決を得た場合には、後行処分である本件補欠選挙はその前提条件を欠くことになって無効となり、相

手方が議員の地位を回復することに何ら障害はないというべきである。そして、本件決定の取消訴訟が行われている以上、本件補欠選挙の効力が確定したことは、本件決定の効力を停止した原々決定の効力を覆す理由とはならない。

3 選挙争訟等の要否

(1) 多数意見は、選挙又は当選の効力に関する異議の申出や訴訟（以下、併せて「選挙争訟等」という。）を行うこと以外の方法では、その効力を争うことはできないとするが、そうすると、相手方が本件決定の違法をどこで主張し、判断を受けることができるのかが問題となる。本件決定の違法は、選挙会等が選挙又は当選の効力の前提として審査することが予定されておらず、選挙争訟等において、これを前提問題として主張し、判断を受けることはできないと解される（最高裁平成7年（行ツ）第19号同年5月25日第一小法廷判決・民集49巻5号1279頁参照）。相手方が選挙争訟等を提起しても、本件決定の違法についての判断を得ることはできないのである。

多数意見は、相手方は、執行停止決定により欠員が生じていないことになったにもかかわらず行われた本件補欠選挙は無効であるとして選挙争訟等を行うことができたが、それを行わず、本件補欠選挙及び同選挙による当選の効力はもはやこれを争い得ないものとなった以上、相手方が本件決定を取り消す判決を得ても、相手方は議員の地位を回復することはできないとする。

しかし、そうすると、何らかの事由により、本件決定の取消訴訟の提起に伴う執行停止決定が補欠選挙の実施までになされなかった場合には、相手方が選挙争訟等を提起しても、選挙又は当選の無効は認められず、相手方の議員資格の喪失が確定することとなる。これでは、相手方が本件決定の違法を争う機会は、執行停止という仮の措置に関する手続のみとなってしまう、それをもって相手方が司法の判断を受ける機会が与えられているということではできない。

補欠選挙により新たな議員が選出されたとはいえ、相手方も選挙により選出された議員である。補欠選挙は本件決定による相手方の議員資格の喪失を実施の根拠とするものであり、本件決定の違法を主張する相手方が補欠選挙に立候補することは、通常、考えられないのであるから、補欠選挙による新たな議員の選出によって相手方が議員資格を喪失せしめられる根拠はない。

(2) また、多数意見によれば、相手方が行うことができたとする選挙争訟等において無効事由として主張できるのは、執行停止決定により欠員が生じていないにもかかわらず補欠選挙が行われたことに限られる。補欠選挙の実施と執行停止決定の先後が争いとなるような場合には、選挙争訟等においてこの点につき審理、判断することに意味があるとしても、このような事態はごく稀なことであり、本件のように、補欠選挙が行われる前に執行停止決定がされ、したがって補欠選挙がその前提条件を

欠くことが明らかな場合にまで、選挙争訟等を提起して当該選挙が無効である旨の判断を得るという手続を経ることを求めることは、既に本件決定の取消訴訟を提起している相手方に無用な負担を命じるものであるというほかない。

原々決定により、その決定以降においては議員の欠員の存在が否定されたにもかかわらず、本件補欠選挙が実施されたのであるから、本件決定を取り消す旨の判決が確定して本件決定が遡及的にその効力を失った場合と同様に、先行処分である本件決定が効力を失った状態で行われた本件補欠選挙については、無効と解するべきである。

(3) さらに、多数意見は、現時点において、相手方はもはや留寿都村議会の議員の地位を回復することができないとするのであるが、多数意見によると、相手方が原々決定によって回復した議員資格はいつ失われるのであろうか。

当番が原々決定を取り消すことによって相手方の議員資格が失われるというのであれば、本件補欠選挙による当選の効力発生の時点から当番による原々決定の取消しまでの間、一つの議員資格に2人の議員が存在することになる。仮に、原告人が、原々決定に対して即時抗告の申立てを行っていないとすれば、あるいは、原決定に対して不服申立てを行っていないとすれば、原々決定が命じた期間（本案の第1審判決の言渡し後30日を経過するまで）、この状態が続く。

また、原々決定の取消しを待つまでもなく、本件補欠選挙の効力の確定により相手方の議員資格の喪失が確定するというのであれば、本件補欠選挙の当選の効力発生の時点から、選挙争訟等がなされればその結果の確定までの間、異議申出がなかったとしても異議申出期間が経過するまで（本件においては平成29年4月9日まで）の間、一つの議員資格に2人の議員が存在することになる。

このような不都合を回避するためには、本件補欠選挙による当選の効力発生時において相手方の議員資格が失われると解するほかないが、多数意見によっても、選挙争訟等を提起して本件補欠選挙が無効であるとの判断を得れば、本件決定を取り消す旨の判決がなされる前であっても、原々決定の効力により議員の地位を回復することができるはずである。いまだ選挙争訟等を提起し得る期間内であるにもかかわらず、かつ、原々決定が存在するにもかかわらず、本件補欠選挙による当選の効力発生により直ちに相手方の議員資格が失われるとすることは、その根拠が明らかでない上、相手方の救済の観点からも疑問がある。

以上のような疑問を解消し得ないことに鑑みても、多数意見のような見解は相当ではなく、相手方は、本件決定を取り消す旨の判決を得ることによって議員の地位を回復することができるかと解するべきである。

(裁判長裁判官 岡部喜代子 裁判官 木内道祥 山崎敏充 戸倉三郎 林 景一)

《参考》 札幌地裁平成29年3月23日決定(平成29年(行ク)第3号)

【主 文】

- 留寿都村議会が平成28年7月14日付けで申立人に対してした資格決定処分の効力は、本案に関する第1審判決の言渡し後30日を経過するまで停止する。
- 申立費用は相手方の負担とする。

【理 由】

第1 申立て

留寿都村議会が、平成28年7月14日付けで申立人に対してした地方自治法127条1項の規定により申立人が同法92条の2に該当するとした決定の効力は、本案判決が確定するまで停止する。

第2 事案の概要

1 本件は、北海道留寿都村の村議会議員であった申立人が、留寿都村議会(以下「処分行政庁」という。)が平成28年7月14日付けでした、申立人が地方自治法(以下「法」という。)92条の2に該当する旨の資格決定処分(以下「本件処分」という。)は、同条の法令解釈を誤った違法があると主張して、同処分の取消しを求める訴え(以下「本件訴訟」という。)を提起するとともに、本件訴訟を本案として、本件処分の効力の停止を求める事案である。

2 当事者の主張

申立人の主張は、別紙執行停止申立書(写し)に記載のとおりであり、これに対する相手方の意見は、別紙「答弁書」と題する書面(写し)に記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、以下の事実を一応認定することができる。

(1) 当事者等

申立人は、平成23年4月24日に実施された留寿都村議会議員選挙で当選し、その後、平成27年4月26日に実施された同議員選挙(以下「平成27年選挙」という。)で再選したことから、本件処分当時、申立人は同議会の議員としての職務を行い、同議会の運営委員長を務めていた(疎甲6、7)。

また、申立人は、平成12年1月14日から平成28年1月4日までの間、建築及び土木工事の設計、施工及び監理、飲食店業等を目的とする有限会社A(以下「本件会社」という。)の唯一の株主であり、代表取締役の地位にあった(疎甲5、7)。

(2) 本件会社の総売上げに占める相手方に対する請負量の割合(疎甲3、7)

ア 本件会社の平成26年及び平成27年の各事業年度における総売上高、相手方に対する請負関係に係る請

負金額合計額(以下「相手方請負金額」という。)及び同社の総売上高、相手方請負金額の占める割合(以下「相手方請負割合」という。)は、少なくとも以下のとおりであった。

(ア) 平成26年11月1日から平成27年10月31日まで(以下「平成26年事業年度」という。)

総売上高	1610万6648円
相手方請負金額	797万6448円
相手方請負割合	49.52%

(イ) 平成27年11月1日から平成28年6月30日まで(以下「平成27年事業年度」という。)

総売上高	866万2644円
相手方請負金額	199万5900円
相手方請負割合	23.04%

イ なお、申立人が平成27年選挙により再選した後の任期中である平成27年5月1日から平成28年4月30日までの1年間における本件会社の総売上高、相手方請負金額及び相手方請負割合は、少なくとも以下のとおりであった(疎甲7)。

総売上高	1654万9092円
相手方請負金額	797万6448円
相手方請負割合	48.20%

(3) 本件処分

処分行政庁は、平成28年7月14日、平成28年第4回留寿都村議会臨時会を開催し、平成26年事業年度における本件会社の相手方請負割合が48.18%となっていること等を理由として、本件処分を行った(疎甲1)。

(4) 本件訴訟に至る経緯

申立人は、本件処分を不服として、平成28年7月29日付けで、北海道知事に対して審査請求を行ったところ、同知事は、同年10月28日付けで同請求を棄却する旨の裁決を行った。

そこで、申立人は、当庁に、平成28年11月16日、本件訴訟を提起するとともに、平成29年3月3日、本件処分の効力を停止する執行停止の申立て(本件申立て)を行った。

2 「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」といえるかについて

(1) 上記認定事実によれば、申立人は、本件処分により、留寿都村議会議員としての地位を喪失し、本件処分日以降、議員としての活動や職務を行うことができなくなっていることが認められる。

(2) 地方議員としての職務の遂行は、それにより議員としての報酬等の金銭的利益を得ることができるというにとどまるものではなく、住民から付託を受け、住民の代表として、当該自治体における住民の意見を当該自治体の運営に反映させるとともに、これを通じて自らの政治的信条をも実現する議員個人の権利としての性質を有するものというべきである。

そして、申立人は、解散等がない限り、あと約2年間

は留寿都村議会において議員として復職することは困難であり、上記のような職務の遂行を制限されることになるのであって、これによって申立人が被る不利益は、その性質上、金銭賠償によって容易に回復し得ないものである。

これらの事情によれば、申立人は、本件処分により重大な損害を被るといえ、本件申立てにより、そのような損害を避けるために同処分の効力の停止を求める緊急の必要性があるというべきである。

3 「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」といえるかについて

相手方は、本件処分の効力の執行停止を認めることにより「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」ことについて何ら主張・疎明していないから、申立人が議員として復職することとなったとしても、これによって「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」とは認められない。

4 「本案について理由がないとみえるとき」といえるかについて

(1) 法92条の2にいう「主として同一の行為をする法人」とは、当該普通地方公共団体に対する当該請負の重要度が普通地方公共団体の議会の議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているような事情がある場合の当該法人を指すものと解すべきである。そうすると、当該普通地方公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといえるべきであるが、上記請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといえるべきである(最高裁昭和62年10月20日第三小法廷判決・集民152号51頁参照)。

これを本件についてみると、上記認定事実によれば、相手方請負割合は、本件会社の平成26年事業年度において49.52%であり、平成27年5月1日から平成28年4月30日までの1年間においても48.20%にとどまるどころ、本件訴訟においては、上記各相手方請負割合のみならず、本件会社の性格や相手方との間の請負契約の内容、さらには、本件会社と申立人や相手方の長らとの人的関係の密接さ等の諸般の事情を総合考慮して、「当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高い」と認められる程度に至っているような事情があるかどうかなどを判断すべきであるが、現時点において、これらの事実関係は必ずしも十分に明らかとなっていない。

そうすると、本件においては、本件会社が法92条の2

にいう「主として同一の行為をする法人」に当たることが本件訴訟の第1審の審理を経るまでもないほどに明らかであるとはいえないから、本件訴訟が「本案について明らかに理由がないとみえるとき」に当たるといことはできない。

(2) もっとも、「本案について理由がないとみえるとき」に当たるといえるかどうかの判断は、本案に関する第1審判決の結論に影響を受けるものであることから、本案に関する第1審判決の帰趨を待って改めて判断されるべき事項である。

そうすると、本件処分の効力の停止の期間は、本案に関する第1審判決の言渡し後30日を経過するまでとするのが相当である。

第4 結論

よって、本件申立てについては、本件処分の効力を本案に関する第1審判決の言渡し後30日を経過するまでの停止を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから却下することとし、申立費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条ただし書を適用して、主文のとおり決定する。(裁判長裁判官 湯川浩昭 裁判官 宇田川公輔 遊間洋行)

《参考》 札幌高裁平成29年5月29日決定(平成29年(行ス)第1号)

【主 文】

- 本件抗告を棄却する。
- 抗告費用は抗告人の負担とする。

【理 由】

第1 抗告の趣旨及び理由

被抗告人は、札幌地方裁判所平成28年(行ウ)第40号資格決定取消請求事件(以下「本案事件」という。)において、留寿都村議会が平成28年7月14日付けで被抗告人に対してした資格決定処分(以下「本件処分」という。)について執行停止の申立てをし、同裁判所が平成29年3月23日、本件処分の効力を本案事件に関する第1審判決の言渡し後30日を経過するまで停止する決定(原決定)をしたところ、抗告人はこれを不服として抗告した。抗告の趣旨及び理由は、別紙「抗告状」(写し)に記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件処分の効力を本案事件に関する第1審判決の言渡し後30日を経過するまで停止するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原決定書「理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるからこれを引用する。

(1) 原決定書4頁19行目から22行目までを次のとおり改める。

「 本件処分の効力停止により、被抗告人は村議会議員の地位を暫定的に回復し、その権限及び

議員報酬請求権等の権利を回復することになるが、これによる公共の福祉への影響が重大であるとは考え難い。

よって、本件処分の効力停止により、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」とは認められない。」

(2) 原決定書5頁16行目の「長」を「議員」と改める。

2 抗告理由について

(1) 「重大な損害を避けるため緊急の必要性がある」といえるかについて

ア 抗告人は、原決定は、本件処分により被抗告人が留寿都村議会議員としての地位を喪失することにより、自らの議員としての職務を遂行し、政治的信条を実現するという、議員個人としての権利を行使しえなくなる点をあげて、金銭賠償によって容易に回復しえない不利益を被るとして、「重大な損害を避けるため緊急の必要性がある」と判断しているが、そもそも、被抗告人は、議員報酬・賞与がなければ生計が成り立たないという主張をしているのみで、上記のような不利益を主張していないのであるから、原決定は弁論主義に反している旨主張する。

しかしながら、被抗告人が、地方議員たる資格は住民の直接選挙により民意が反映されたものであるが、本件処分により民意を覆す結果となるのは民主主義に逆行する旨主張していることからすると、本件処分により被抗告人が留寿都村議会議員としての地位を喪失することにより、自らの議員としての職務を遂行し、政治的信条を実現するという、議員個人としての権利を行使しえなくなるという不利益についても、被抗告人はこれを主張しているものと解するのが相当である。したがって、抗告人の上記主張は採用できない。

イ また、抗告人は、原決定は、被抗告人の個別事情を全く考慮せず、被抗告人の地位が地方議会議員であるという点のみから、「重大な損害を避けるために緊急の必要性がある」との結論を導いているが、かかる考えによれば、地方議会議員であれば無条件に執行停止申立が認められることになり、不合理極まりない旨主張する。

しかしながら、地方議会議員であれば、原決定が認定する重大な損害を被るのが通常であるというべきであるから、被抗告人について上記重大な損害を被ることのない特別の事情がない限り、「重大な損害を避けるために緊急の必要性がある」ということができる。

この点、抗告人は、被抗告人が、新聞社の取材に対し、「次の選挙まで復職するつもりはない」と明確に述べていることから、被抗告人が政治的信条を実現する議員個人としての権利を重視していないことを自認しており、被抗告人に生じる損害が金銭賠償によって容易に回復しえない不利益でないことは明らかである旨主張す

る。しかしながら、被抗告人は、道選管の見解を受け入れるという趣旨で上記発言をしたのであり（疎乙8）、復職が可能であれば復職したいと考えているのであるから（疎甲8）、被抗告人について上記重大な損害を被ることのない特別の事情があるとはいえない。

以上のとおりであるから、原決定が、被抗告人について、「重大な損害を避けるために緊急の必要性がある」と認めた判断に不合理な点はない。

(2) 「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」といえるかについて

抗告人は、被抗告人が失職したことにより議員定数に1名の欠員が生じ、村議会議員の補欠選挙が平成29年3月21日に告示され、同月26日が投開票日とされたところ、原決定が、同選挙の告示後、投開票日直前に出されたため、結果的に、補欠選挙の実施の可否及び選挙の効力等の点について、村中に大きな混乱が生じ、今後も本件処分の執行停止の効力が生じたままの状態が続けば、かかる混乱が続くことは明白であるから、本件処分の効力を停止することによって、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」といえる旨主張する。

しかしながら、補欠選挙の実施の可否について、村中に大きな混乱が生じたとは認められず、また、補欠選挙の効力について疑義が生じたとしても、これにより村中に大きな混乱が生じるとは考え難い。したがって、抗告人の上記主張は採用できない。

(3) 「本案について理由がないとみえるとき」といえるかについて

ア 抗告人は、①本件会社の抗告人からの請負割合は形式的に見ても48パーセントを超えている上に、本件会社の民間に対する売上には、被抗告人の父や本件会社の取締役に対するものが含まれていること、形式的にはB社からの下請という形ではあるが元請が抗告人であるものが含まれているという事情を併せ考慮すれば、実質的には抗告人からの請負が被抗告人の業務の主要部分を占めていることは明らかであり、また、②本件会社が、村民総合運動場芝生管理業務に対する入札において、法人村民税の納付という入札条件を欠きながら入札に参加し、落札したという事情からすれば、職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いともいえること等を指摘して、本案について理由がないことは明らかである旨主張する。

しかしながら、抗告人の主張する上記①の事情を考慮しても、抗告人からの請負が被抗告人の業務の主要部分を占めていることが明らかであるとはいえない。なお、抗告人は、被抗告人がB社から下請けしているものは実質的には抗告人から請負ったものである旨主張するようであるが、そのような事実を疎明する証拠は提出されていない。また、上記②の事情から、被抗告人の議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いということとはできない。

したがって、抗告人の上記主張は採用できない。

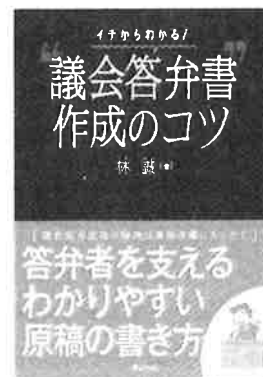
イ また、抗告人は、本件処分により被抗告人が失職したことに伴い上記補欠選挙が行われたところ（平成29年3月21日公示、同月26日投開票）、被抗告人は、選挙後14日以内に公職選挙法202条あるいは206条の異議の申出をしなかったため、本案事件の結果にかかわらず、被抗告人の議員の地位は回復することができない状態にあり、本案事件は訴えの利益を欠くものとして却下されるべきであるから、「本案について理由がないとみえるとき」に当たることは明らかである旨主張する。

しかしながら、被抗告人は、既に説示したとおり、本件処分の効力停止により、上記補欠選挙の投開票がなさ

れる前に、村会議員の地位を暫定的に回復していたのであるから、上記補欠選挙について公職選挙法202条あるいは206条の異議申出期間が経過したからといって、被抗告人が暫定的に回復した村会議員の地位を喪失することはないと解される。したがって、本案事件が訴えの利益を欠くとは認められないから、抗告人の上記主張は採用できない。

3 よって、本件抗告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 佐藤道明 裁判官 細島秀勝 飯淵健司）



イチからわかる! “議会答弁書”作成のコツ

所沢市財務部財政課長 林 誠／著
A5判 定価(本体2,000円+税)

- 現役財政課長執筆！議会答弁を多くこなしてきた著者が、書き方のコツをイチから解説。
- 第4章ではパターン別のポイントを整理。「この場合は……？」「ここが知りたかった！」がわかります！
- 第6章ではストーリー仕立てで作成の流れを紹介。はじめて答弁書作成を任された方も安心です！

125



株式会社 ぎょうせい

TEL: 0120-953-431

[平日9~17時] FAX: 0120-953-495

<https://shop.gyosei.jp>

ぎょうせいオンライン

検索

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11